

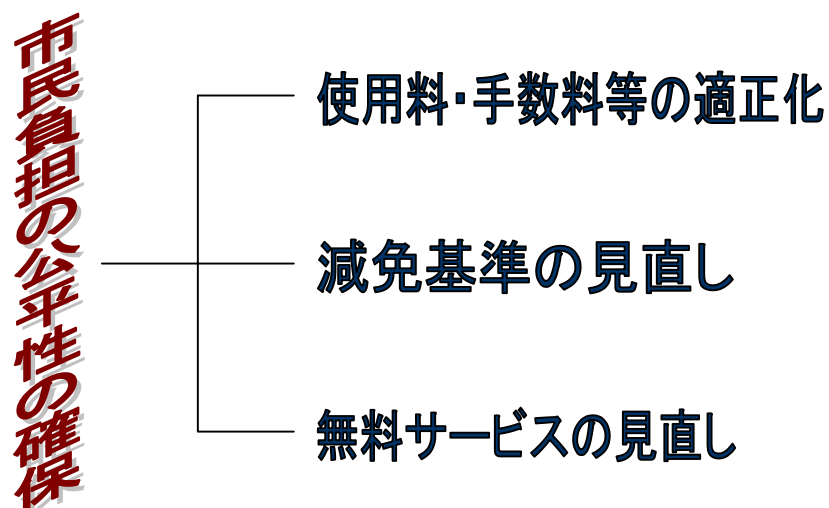
そこで、外郭団体の経営に関して、市の基本的な関与の考え方を明確にし、市として適切な支援等の実行及び外郭団体の自主自立を促します。

第9 市民負担の公平性の確保

1 基本方針

市民サービスの提供に当たっては、特定のサービスを利用する人となし人との公平性を確保するため、地域社会全体で負担すべきものを除いては、「受益者負担の原則」に基づいたサービスの提供とし、受益者に対しては適正な負担を求めるよう取り組みます。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 使用料・手数料等の適正化

適正な受益者負担を求める観点から、すべての使用料・手数料等を見直します。

(2) 減免基準の見直し

公共施設の使用料について、特に、一部の運動施設や文化施設における減免が多い状況にあることから、受益者負担の原則に沿って見直しを行います。

(3) 無料サービスの見直し

負担の公平の見地から、サービスを利用していない市民に負担を課さないため、これまで無料としているサービスのうち、特定の市民を対象としたサービスについて、有料化に向けた見直しを行います。

第10 公共施設整備・管理の効率化

1 基本方針

公共施設の整備に当たっては、施設の役割・機能及び維持管理等を考慮した施設整備を図るとともに、老朽化や利用度の低い既存の公共施設については、統廃合なども視野に入れた有効活用を図ります。

2 改革の体系

